

## イギリス生命保険業界の最近の動き

### I はじめに

イギリスは、近代的保険制度の発祥地であり、発展の原動力となった国である。また、イギリス保険業界は、シティで最も成功している業界とも言われている。

本稿では、イギリス生命保険業界の最近の業績をまとめるとともに、本年4月に施行された金融サービス法（Financial Services Act 1986）やECの市場統一の動きが、生命保険業界にどのようなインパクトを与えるかについても見ることにする。

### II 保険市場

#### 1. 保険市場の規模

ABI（Association of British Insurers）加盟の保険会社（1987年7月現在425社／全英でのマーケットシェアは90%以上）の1986年主要業績は、生損保とも15～20%の高い伸びを示す好業績となっている（表-1）。

表-1 ABI加盟の保険会社の業績（1986年）  
(百万ポンド、%)

		収 入	対 増	新契約高		保 有	対 増	運用資産	
		保 険 料	前 加	前 年	前 年	契 約 高	前 加	前 年	前 加
			率		率		率		率
生命保険	生 命 保 険	20,217	25.9	91,209	28.4	369,727	15.6	—	
	簡 易 保 険	1,248	4.2	4,509	▲ 0.4	23,822	4.2	—	
	計	21,465	24.4	95,718	26.7	393,549	14.9	174,633	22.5
損害保険	自 動 車	5,566	20.5	—		—		—	
	火 災、傷 害	11,835	19.5	—		—		—	
	海上、航空、運送	1,499	18.2	—		—		—	
	計	18,900	19.7	—		—		36,833	27.9

(資料) ABI

収入保険料の推移を見ると表-2の通りであり、名目GNPを上回る伸びを毎年示している。このことから、保険業は、シティで最も成功している業界とも言われている。

表-2 収入保険料の推移  
(百万ポンド、%)

	'82	対 増	'83	対 増	'84	対 増	'85	対 増	'86	対 増
		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年
		率		率		率		率		率
生 命 保 険	9,446	13.6	11,622	23.0	15,800	35.9	17,250	9.2	21,465	24.4
損 害 保 険	11,053	14.5	12,199	10.4	14,315	17.3	15,795	10.3	18,900	19.7
計	20,499	14.0	23,821	16.2	30,155	26.4	33,045	9.7	40,365	22.2
名目GNP伸び率	8.6 %		8.9 %		6.3 %		9.9 %		6.3 %	

(資料) ABI

## 2. 世界における地位

### (1) 保有契約高、収入保険料

保有契約高、収入保険料で生命保険の普及状況を見ると表-3のとおりであり、保有契約高85.9兆円では世界で第6位であるが、収入保険料では第3位へと順位が上がる。

表-3 生命保険普及状況の世界ランキング(1986年)

(兆円、%)

順位	国	保有契約高	国民総生産に対する割合	順位	国	収入保険料	国民総生産に対する割合
1	アメリカ	1,069.2	158.7	1	アメリカ	23.9	3.5
2	日本	960.8	291.1	2	日本	19.0	5.8
3	フランス	129.3	104.7	3	イギリス	4.3	5.8
4	西ドイツ	97.5	61.0	4	西ドイツ	4.0	2.5
5	カナダ	94.5	167.9	5	フランス	2.3	1.9
6	イギリス	85.9	115.3	6	カナダ	1.4	2.5

(資料) 「1987年版 生命保険ファクトブック」ACLI  
 「国際比較統計 1987年」日本銀行調査統計局  
 「外国経済統計年報 1986年」日本銀行調査統計局

### (2) 家計貯蓄に占める生保のウェート

個人金融資産の残高は、1984年で55.4億ポンド、うち保険・年金の残高は22.7億ポンドで、資産全体に占める割合は41.0%であり、他の諸外国(日本15.7%、米国25.5%、西ドイツ19.6%)に比べて極めて高い(表-5)。

表-4 家計貯蓄の構成割合(%)

(参考)

	'80	'81	'82	'83	'84	'84年		
						アメリカ	日本	西ドイツ
現金・通貨性預金 貯蓄性預金	37.5	39.0	38.4	36.7	35.3	36.6	70.7	55.4
保険・年金	30.6	31.9	36.0	39.6	41.0	25.5	15.7	19.6
有価証券	17.0	15.4	15.5	15.6	15.8	36.0	13.1	17.2
株式	12.6	11.1	10.7	11.5	12.1	22.0	1.5	1.9
その他	14.9	13.7	10.1	8.1	7.9	1.9	0.5	7.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イギリスでは、ユニット・リンク保険の占率が高く、また、ユニット・リンクに限らず、保険料の払方では一時払の割合が高いというように、保険は保障機能よりもむしろ貯蓄手段としての性格を強くもっている。このことが、家計貯蓄に占める保険年金のウェートの高さに現われているものと考えられる。

### Ⅲ 保険会社の概要

#### 1. 経営形態

イギリスにおいては、生命保険事業を営む会社の経営形態については、監督法での規定はないが、実際の経営形態を見ると、①株式会社、②相互会社、③協同組合、④相互組合（友愛組合を含む）に大別できる。

#### 2. 生損保兼営

イギリスではECへの加盟に伴い、1981年1月1日以降設立された会社については、同一会社における生損保兼営が禁止されているが、それ以前に設立された会社については、兼営が認められている。なお、持株会社による、同一グループ内での生損保の併存は、1981年以降も認められている。

表－5 保険会社数

	国内会社	外国会社	計
生保会社	193	22	215
生損保兼営会社	61	8	69
計	254	30	284

(資料) Insurance Annual Report (1986年末現在)

国内各社254社のうち、兼営会社は61社で全体の24%にすぎない。

#### 3. 大手各社の業績

保険会社のうち、生保事業を営む会社（兼営を含む）について収入保険料、総資産ベースで上位10社（1985年）を見ると表－6のとおりである。

表－6 生命保険会社ランキング

収入保険料 (千ポンド)			総資産 (千ポンド)		
順位	会社	金額	順位	会社	金額
1	プルデンシャル	1,719,000	1	プルデンシャル	11,868,300
2	スタンダード・ライフ	1,103,600	2	リーガル&ジェネラル	8,862,900
3	リーガル&ジェネラル	912,500	3	スタンダード・ライフ	7,162,600
4	ノーウィック・ユニオン	855,000	4	ノーウィック・ユニオン	5,667,800
5	サン・アライアンス	576,600	5	コマーシャル・ユニオン	4,642,200
6	コマーシャル・ユニオン	552,800	6	スコティッシュ・ウィドウ	4,329,020
7	アライド・ダンパー	548,816	7	ガーディアン・ロイヤル	3,718,300
8	スコティッシュ・アマカブル	537,782	8	スコティッシュ・アマカブル	3,445,389
9	ガーディアン・ロイヤル	510,100	9	サン・アライアンス	3,342,500
10	イーグル・スター・ホールディング	455,500	10	アライド・ダンパー	3,170,237

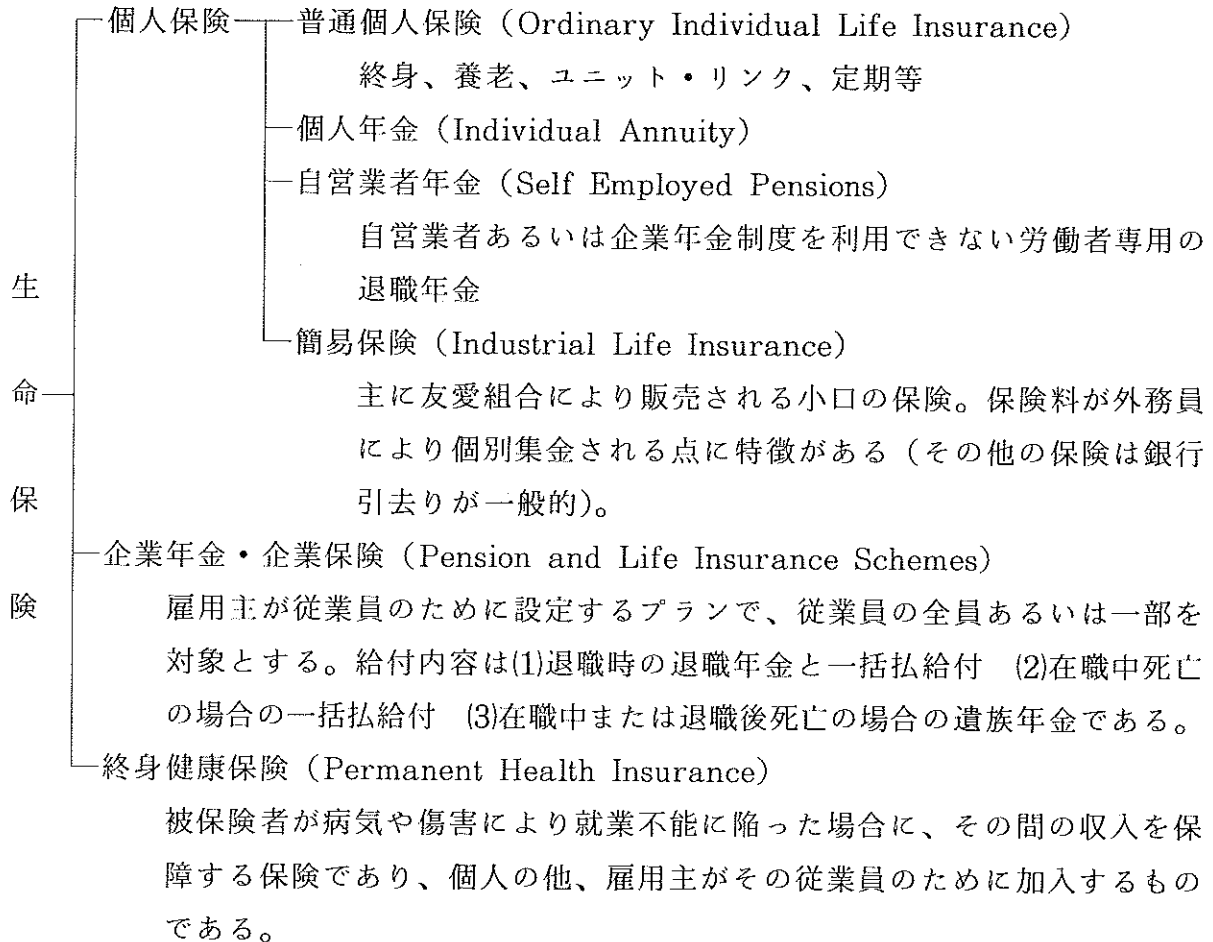
(資料) 「The Times 1000 1986~1987」

プルデンシャル、スタンダード・ライフ、リーガル&ジェネラルの3社がいずれにおいても上位を占めており、それら3社の全英シェアは収入保険料で21.7%に及んでいる。また、上位10社の全英シェアは45.1%に達し、イギリス生保業界は上位集中が進んでいると言えよう。

#### IV 販売動向

##### 1. 商品の種類

イギリスの生命保険の種類は、以下のとおり整理できる。



保険種目毎の保有契約高は表-7のとおりであり、個人保険が大半を占めている。

表-7 保険種目別保有契約高 (1986年末)

(百万ポンド、%)

種 類	金 額	占 率
個 人 保 険	369,727	74.8
企業年金保険	114,132	23.1
終 身 保 険	10,420	2.1
計	494,279	100.0

(資料) ABI

## 2. 販売動向

個人保険トータルの新契約保険料の構成の推移を見ると表-8のとおりである。

表-8 イギリスの新契約保険料の構成内容の推移

(百万ポンド、%)

	'81	占率	'82	占率	'83	占率	'84	占率	'85	占率	'86	占率
ユニットリンク保険	692	31.8	927	34.6	1,705	43.2	2,097	46.5	2,668	52.4	4,527	62.7
普通保険 (ユニットリンク除く)	698	32.1	729	27.2	1,028	26.1	971	21.5	791	15.6	1,076	14.9
個人年金	256	11.8	405	15.1	495	12.6	484	10.7	383	7.5	463	6.4
自営業者年金	317	14.6	388	14.5	479	12.1	731	16.2	1,014	19.9	923	12.8
簡易保険	210	9.7	227	8.5	235	6.0	230	5.1	230	4.5	233	3.2
計	2,173	100.0	2,676	100.0	3,943	100.0	4,513	100.0	5,088	100.0	7,222	100.0

(資料) ABI

'81年には、普通保険(32.1%)、ユニット・リンク保険(31.8%)がほぼ同じ割合であった。しかし、その後、普通保険のシェアは、'86年には、14.9%まで低下し、逆に、ユニット・リンク保険が62.7%まで増加している。

このような背景には'84年4月以降生命保険料控除制度が撤廃されたことによる影響がある。それ以前は、適格契約の保険料の15%の税額控除が認められていたが、本改正により、'84年3月13日以降の新契約については、そうした措置が廃止されることとなった。その結果、税制面でのメリットがなくなった普通保険から、投資性の強いユニット・リンク保険(ユニット・リンク保険は、従来から保険料控除を受けられない非適格契約であった)へのシフトが生じたものと思われる。

また、自営業者年金は、生命保険料控除が存続されたこともあり、堅調な推移を示している。

これを払方別に見ると表-9のようになる。

表-9 払方別新契約保険料の推移

(百万ポンド、%)

	'82	対前年 増加率	'83	対前年 増加率	'84	対前年 増加率	'85	対前年 増加率	'86	対前年 増加率
新契約保険料	2,676	23.1	3,943	47.3	4,513	14.5	5,088	12.8	7,229	42.1
一時払以外	1,044	13.2	1,540	47.5	1,525	▲ 1.0	1,571	3.0	1,878	19.5
一時払	1,632	30.5	2,403	47.2	2,988	24.3	3,520	17.8	5,351	52.0

(資料) ABI

この表からも分るとおり、一時払の増加が顕著である。殊に、ユニット・リンク保険の新契約の大半は一時払であり、'86年の新契約保険料45億2,700万ポンドのうち、92%に相当する41億4,300万ポンドは一時払となっている。ユニット・リンク保険は、投資商品としての色彩が強い保険であり、投資面での有利性を高めるために、一時払のウエートが高くなっているものと考えられる。

なお、イギリスでは、ユニバーサル保険は、発売されてはいるものの、ほとんど売れておらず、このあたりはアメリカの状況と対照的である。

## V 金融サービス法と生保業界

ビッグ・バン（証券取引所の改革）に伴う一連の自由化措置の一方で、投資家保護の観点から、投資事業を営む企業に対する規制、監督を強化する金融サービス法（Financial Services Act）が制定された。同法は、1986年11月に成立し、1988年4月に施行された。生命保険も、同法の適用対象となっており、生保業界に与える影響も大きい。

### 1. 金融サービス法の概要

#### (1) 対象

金融サービス法では、同法の対象となる投資を

- 株式
- 社債、CDその他負債証券
- 国債ならびに公共債
- 引受権付証券
- 投資信託
- オプション契約
- 先物取引
- その価値が他の資産あるいは指数（株価指数等）にリンクして変動するもの
- 生命保険契約
- 投資物件に関する権利、持分

と定め、これらの投資に係わる以下の投資業務については、同法に基づく認可を要すると規定している。

- 投資に関する売買、募集、引受
- 投資の斡旋
- 投資物件の管理
- 投資に関するアドバイス
- 投資信託の設立、運営、廃止

#### (2) 自主規制組織

投資事業に対する規制権限は貿易産業大臣に与えられているが、貿易産業大臣は権限を証券投資委員会（Securities and Investment Board,SIB）に認可された自主規制団体（Self Regulatory Organizations,SRO）に委譲することができ

る。

SIBは、通称「SIBルールブック」と呼ばれている基準書（Regulation of Investment Business）を作成しており、SROは「SIBルールブック」に合致した自主規制ルールを作成し、SIBの承認を受けることにより、公認される。

### (3) 認可の取得

投資事業を行う者、企業が認可を得る方法としては、

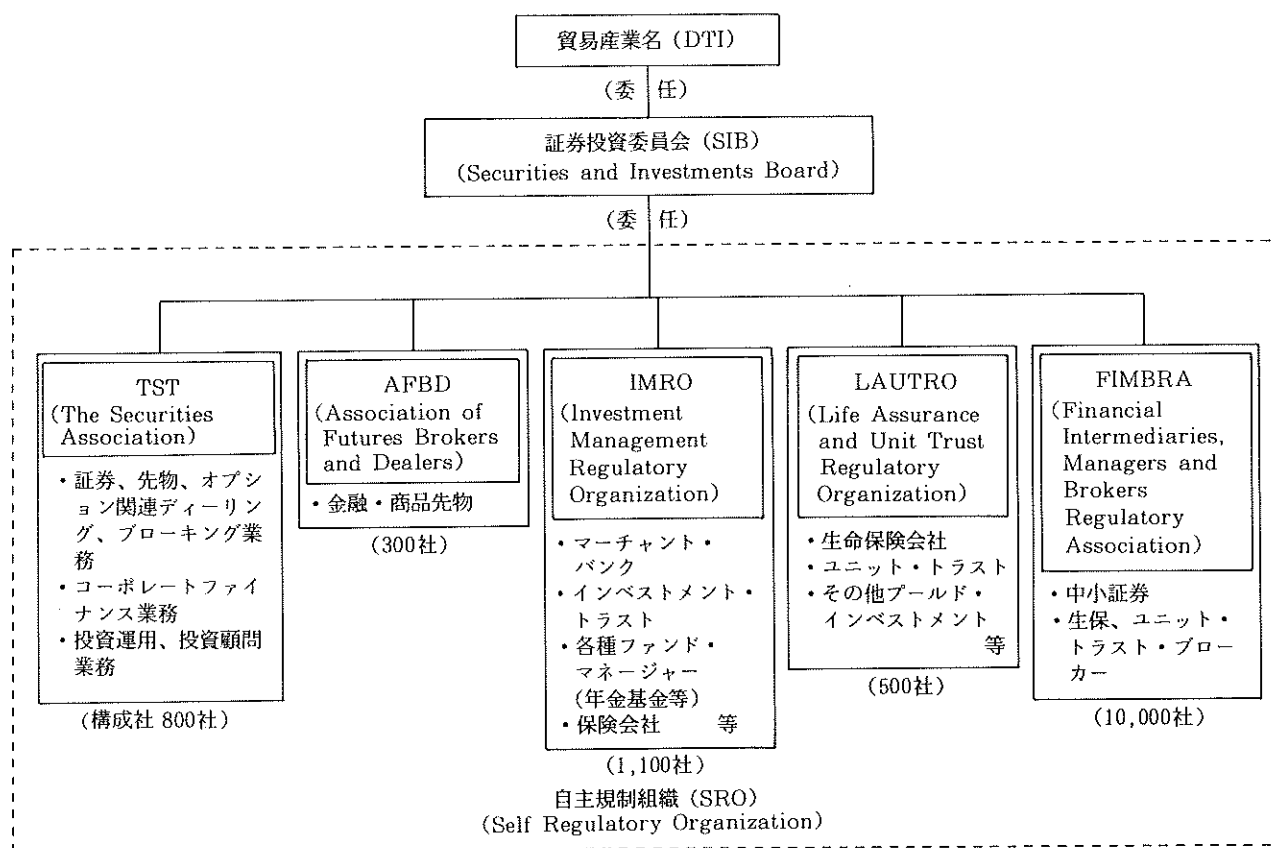
- a) 認可された自主規制団体の会員になること
- b) 貿易産業大臣から直接認可を受けること

の2通りがある。

### (4) 自主規制組織と自主規制ルール

自主規制組織（SRO）としては現在、以下の5団体があり、同組織の会員はSROの定める自主規制ルールに従うことが求められる（図－1）。

図－1 金融サービス法下での自主規制体制



## 2. 生保会社に対する影響

### (1) 対象となる契約 (schedule 1 part I)

前述のとおり、生命保険契約が規制対象となっているが、以下のように、投資とし

ての色彩が薄い商品については、適用されない。

- 死亡、就業不能、疾病、入院の場合にしか、給付がなされないもの
- 保険加入後10年以内の保険事故、または被保険者が所定の年齢（ただし、70歳を超えない）に達する以前の保険事故でなければ、死亡時の給付を行わないもの
- 解約返戻金がないか、もしくはあっても払込保険料を下回るもの
- その保険契約が上記3点の条件と矛盾するような転換ができないもの

## (2) 認可（第21条）

1982年保険会社法第3条（国務大臣による認可）、第4条（既存の保険会社）に基づき、保険事業を営むことを認められている保険会社は、金融サービス法上の公認事業者（Authorised Person）と見なされる。

## (3) 自主規制組織（schedule 10、3）

自主規制組織は、自主規制ルールを定める際、1982年保険会社法第2部（保険会社に対する規則）に充分配慮しなければならない。

（注）◦ 金融サービス法第21条により、1982年保険会社に基づき事業を行っている保険会社は、金融サービス法上の認可を得る（自主規制団体の会員になる、または貿易産業大臣から直接認可を受ける）ことが不要となる。

- しかしながら、大半の生保会社は、生命保険やユニット・トラストの販売に関する規制を行うために設立された自主規制組織LAUTROのメンバーとなり、同団体のルールに従うことが求められる。
- また、生命保険の販売に従事する者は、“投資に関する売買、募集、引受”、“投資に関するアドバイス”に該当するため、独立代理店は、生保やユニット・トラストの販売業者の自主規制組織であるFIMBRAに加盟し、金融サービス法上の認可を得ることが必要になる。一社専属の外務員は、募集契約を結んでいる保険会社がLAUTROのメンバーとなっている場合には、FIMBRAに加盟することは不要となる。

## (4) 規制対象となる業務

生保会社は、金融サービス法の定める投資商品の販売に関する規定に従わなければならない。LAUTROは、自主規制ルールの中で広告の適正化、独立代理店に対して支払う手数料の上限、クーリングオフ期間等の取扱いについて定めており、生保会社はこれに従わなければならない。

## VI EC統一とイギリス保険業界

EC（欧州共同体）では、1922年までに域内の市場統合を図るべく、各国間の調整が進められており、これに伴い保険市場においても、自由化が進行している（保険市



場の自由化の内容については本月報'88年7月号参照)。生命保険事業は、損害保険や再保険に比べ、ドメスティックな色彩が強く、また、顧客の大半が個人であり、手厚い消費者保護が求められることなどから、自由化の進捗度合が遅れている。こうした中で、イギリスは、域内での生命保険会社の設立の自由を確立するためECが出した1979年の指令(directive)を受け、保険監督法規を改正する等、市場の自由化に最も積極的に取り組んでいる国である。

ECの自由化が達成された場合には、生命保険各社は、国内他社との競合に加え、諸外国の生保会社との競合が強まるわけであり、欧州の保険業界は、本格的な淘汰の時代を迎えることとなる。

イギリスの保険会社は、他のヨーロッパの保険会社に比べ商品開発力が進んでおり、またロイズに象徴されるとおり、シティは国際保険取引の中心であることから、国際的な販売ネットワークも豊富である。

こうした中、欧州各国の保険会社がイギリスの保険会社との合併、提携により市場拡大、ノウハウの吸収をねらっている。フランスのUAP、コンパーニュ・ド・ミディが、それぞれ、イギリスのロイヤル・インシュアランス、サン・ライフと提携を進めていると伝えられるが、これなどもECの市場統一をにらんでの生き残り戦略と見なせよう。

イギリスの証券会社UBS-phillipps & Drewは、レポート(“Europe1992 : Breaking Down The Barriers)の中で、

- 域内の他国に、どれだけ販売拠点を持っているか
- 拠点を持たない場合、どれだけ幅広いブローカー網を持っているか
- 販売網の弱さを他国の保険会社の買収により補おうとする場合、豊富な資金量を有しているか

が、市場統一後の保険会社の競争力を決定する要因であるとしている。また、こうした基準にもとづいて、ヨーロッパの主要保険会社の1992年後の勢力図を(図-2)のとおり描いている。それによると、プルデンシャル、ロイヤル等イギリスの大手保険会社が勢力を拡大すると予測されている。

図-2 1992年後の保険会社の勢力図

勝者	中立	敗者
(最強)	(強)	(弱)
Allianz 独	Nationale Nederlanden 蘭	AGF 仏
Generali 伊	Prudential 英	Amev 蘭
	Rooyal Insurance 英	Colonia
	UAP 仏	GRE 英
	Sun Alliance 英	

(注) UBS-Phillipps & Drew社資料

今後、ECの市場統一を機に、欧州保険業界がどのように再編されるのか、また、イギリス保険会社が、市場統一を睨んで、どのような戦略を展開するのが注目される場所である。

(生活研究部：倉田 久)